

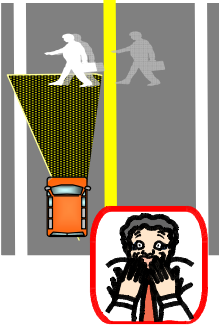
## 交通安全☆ひと言

朝夕、冷え込むようになりましたね。それでも、早朝の畑作業や夕暮れ時のウォーキングなど、まだまだ晩秋の冷気をもともせず、元気に活動されている方がたくさんおいでのことと思います。

早朝・夜間に出かける歩行者の方に、特に注意していただきたいことがあります。

実は、自動車のヘッドライトは対向車を考慮してやや左寄りを照らしています。そのため、運転者から見て右から左へ横断してくる歩行者の発見が遅れ、事故が発生しやすいのです。（この時、横断歩行者から見ると自動車は左から接近してきます。）

歩行者からはライトがよく見えているために錯覚しがちですが、運転者からは「見えていない」ことをしっかりと心に留めて、『横断前の安全確認』、『明るい服装と反射材』で交通事故から身を守りましょう。



こんなハガキは  
要注意！！

## 架空請求詐欺に注意！！

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(え)586 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月1日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

架空の未納料金請求ハガキを郵送する予兆事案が多発

### 相談

○公的機関を名乗って電話やハガキ、メールにより、未納料金等を請求されても詐欺の可能性を疑って

○裁判、訴訟、差し押え等の文字で脅されても



慌てることなく、  
警察に相談してください！！

警察相談電話 #9110又は088-653-9110